

市の人口
 (平成12年3月1日現在)
 世帯数 69,435世帯 (前月比20世帯増)
 人口 191,020人 (前月比27人増)
 男 94,117人
 女 96,903人

宇治市政だより

3.21
 平成12年
 (2000)
 第1236号
 ●毎月1日・11日・21日発行

発行 宇治市
 編集 広報課
 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
 ☎ 22-3141(代表)
 FAX 20-8779
 ホームページ
 http://www.city.uji.kyoto.jp/

4月1日から

宇治市 環境美化推進条例を施行 (愛称/宇治市まちをきれいにする条例)

守りましょう 新しいルール

市では、宇治市環境美化推進条例(愛称「宇治市まちをきれいにする条例」)を四月一日から施行します。この条例は市の環境美化を進め、歴史文化都市としての美観を守り育てるために制定されました。今回はこの条例のポイントについてお知らせします。

宇治市は豊かな自然環境と豊富な歴史文化遺産を有し、交通の便にも恵まれています。一万、十九万都市となり、また観光客などの来訪者も多く、この結果、いわゆるゴミのポイ捨てが増え、まちの美化や美観保持が課題となってきました。

条例のポイント

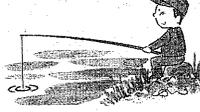
◇投棄 放置を禁止する対象物：飲料を収納していた缶・びんなど紙くず、タバコの吸い殻、チューインガムのかみかすなどの投棄されやすいもの、釣針・釣糸、また犬のフンなど
 ◇投棄・放置を禁止する場所：道路、公園、広場、河川などの公共の場や他人が

所有・管理する場所など
 ◇対象物の処分方法：持ち帰り、ゴミ箱やタバコの吸い殻入れなど回収容器への投入、または犬のフンについては処理用具の携行と回収をそれぞれ義務づけています。

ゴミは、必ず持ち帰るか、ゴミ回収容器に入れましょう。



魚釣りの場合に、使用していた釣針・釣糸は、必ず持ち帰り、その場に放置してはいけません。



飼い犬の所有者は、飼犬を屋外に連れ出すときは、フンを処理するための用具を携行し、フンをしたときは、その用具で回収し、持ち帰らなければいけません。



空き缶、空きびん、チューインガムのかみかす、タバコの吸い殻などのポイ捨てはやめましょう。



環境美化推進ボランティアの募集

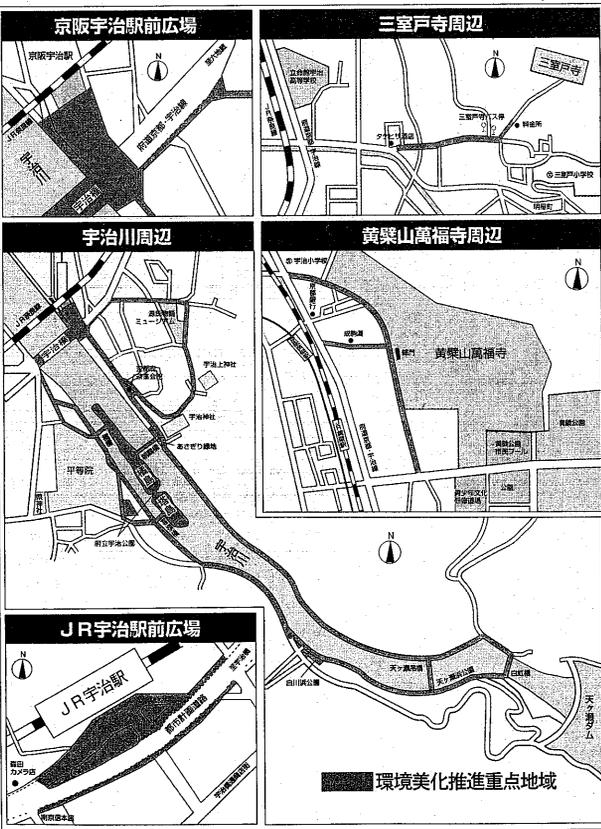
あなたのまちをあなたの手できれいに
 市では「環境美化推進条例」の施行にともない、環境美化の啓発や清掃の活動に協力していただくボランティアを募集します。

◇募集人数…30人
 ご協力いただける人は、4月17日(月)までに市役所環境企画課(宮内線2253)へご連絡ください。ご応募をお待ちしています。

環境美化推進重点地域と罰則

環境美化推進条例の適用は、市内全域を対象としていますが、市民の皆さんや来訪者の利用の多い地域で、特に環境の美化を推進する必要がある地域を、環境美化推進重点地域(以下「重点地域」という)として

五地域を指定(左図のとおり)しています。
 この重点地域におけるゴミの投棄や放置に対しては、指定職員による現状回復命令が出されます。そして、これに従わなかった場合には、三万円以下の罰金が科せられます。また、自動販売機により飲料を販売する事業者には、回収容器の設置と適正な管理が義務づけられており、この規定に違反し、勧告や命令に従わなかった場合には、五万円以下の罰金が科せられます。



歌舞伎・その美と歴史への招待！ 歌舞伎鑑賞教室

歌舞伎のみかた
 歌舞伎のみかた
 講師 上村吉弥
 片岡我當
 市村家之介
 市村家之介

二階 舞踊鑑賞教室
 十八歳以上の方対象

と き 6月21日(水) 開演 午前11時
 (開場 午前10時半)
 と ころ 文化センター大ホール [全席自由] 2000円
 ※チケットは、本日より各プレイガイドで発売
 圓福宇治市文化センター (☎20-2111)

◆この宇治市政だよりは、古紙配合率100%の再生紙を使っています。限りある資源を大切に◆



介護保険制度が始まります

本格的な高齢社会に備え、介護を社会全体で支えるために、四月一日から介護保険制度が始まります。介護保険のサービスを利用するために、要介護認定を受け、要支援・要介護1〜5に認定されることが必要です。今回は実際にサービスを利用するための手続きや介護サービスの利用までを紹介いたします。

■高齢福祉医療課(四月から介護保険課) (☎内線2345)



誰もが高齢者になったとき「寝たきりや痴ほうで介護が必要になったらどうしよう」などと不安を持ちます。現在、日本では高齢化が進む一方で高齢者を支える若い人たちの数が減るなど、家族だけで介護をすることが難しく、大きな社会問題になっています。そこで、介護を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支え、利用者の希望に基づいたサービスを提供する新しい仕組みが「介護保険制度」です。

介護サービスの利用方法が変わります

新しい介護保険制度では、サービスの利用を希望する場合、介護の必要な度合いを決める要介護認定の申請が必要で、現在、ホームヘルプサービスやデイサービスなど在宅で介護サービスを受けている人や施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設など)に入所し介護サービスの利用を必要とする人は要介護認定の申請が必要で、詳しくは、市や在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者(3月15日発行の介護保険だよりNo.3を参照)に相談してください。

ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

要支援・要介護と認定された人は、心身の状況などに応じた介護サービスを適切に利用できるよう希望にそったケアプランを作成することが必要です。

まず、居宅介護支援事業者を選び、事前にケアプランの作成を依頼します。事業者が決まったら「居宅サービス計画作成依頼用書」を市に提出します。そして、ケアマネジャー(介護支援専門員)とケアプランの内容を相談します。ケアマネジャーは、本人や家族と十分に話し合いながら支給限度額の範囲内で利用目的

合わせてサービスの内容や利用する事業者などを盛り込んだケアプランを作成します。ケアプランを作成しないままサービスを利用されると、サービスにかかる費用をいったん、全額負担していただくことがあります。

なお、ケアプラン作成費用は、全額が保険給付となり無料です。介護保険施設に入所(入院)される人は、その施設内でケアプランが作成されますので居宅サービス計画作成依頼用書の提出は不要です。

作成例1 要介護3の介護サービス計画の例(在宅の場合)

この例は、要介護3の人が受けられるサービスの組み合わせの一例です。このようなサービスを選ぶは避けられない、というものではありません。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護または通所リハ	訪問介護	通所介護または通所リハ	訪問介護	通所介護または通所リハ	訪問介護	訪問介護
午後	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)	訪問介護(巡回型)

短期入所 6か月に3週
福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス ※リハとはリハビリテーションのことです。

介護サービスを受けている途中でケアプランの変更はできますか?

介護サービスを受けている途中でケアプランの変更はできます。介護サービスを受けている途中でもケアプランのサービス変更(負直し)はできます。

たとえば「当初通所リハビリを週2回利用していたが、本人が外出を嫌がったので週一回にして代わりに訪問リハビリを一回入ってもらいたい」とか「家事援助を増やしたい」など、訪問・通所サービスの中でサービスの種類を変更することは可能です。詳しい内容はケアマネジャーに相談してください。

介護サービスの利用まで

介護保険のサービスを利用するためには申請をして認定を受けることが必要です。利用を受けるまでの手続きは次のとおりです。

- ①要介護認定申請
- ②認定結果通知
- ③居宅介護支援事業者の選択
- ④居宅サービス計画作成依頼用書を出して市に提出
- ⑤ケアプランの作成
- ⑥居宅介護支援事業者との契約
- ⑦サービスの利用

ケアプランの作成にあたり、居宅介護支援事業者や利用する各サービス事業者との契約の際に、どのようなことに注意をすればいいのでしょうか?

介護サービスの内容や利用者負担などについて、居宅介護支援事業者から十分な説明を受けることが重要です。

たとえば、サービスが保険給付対象外になっていないか、ケアプランが利用者の希望どおりに作成されているかなど、十分注意することです。サービス内容に問題があればケアプランに同意をしない居宅介護支援事業者や各サービス事業者と契約を結びます。

介護サービスのうち訪問・通所サービスと短期入所サービスの利用に際しては、要介護状態区分ごとに介護保険で利用できる上限額(支給限度額)が決まっています。この限度額以下で必要に応じたサービス計画を作成することになります。(表1参照)

表1 居宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額(1か月)	短期入所サービスの利用日数(6か月)
支援1	6150単位	7日
支援2	16580単位	14日
要介護1	19480単位	14日
要介護2	26750単位	21日
要介護3	30600単位	21日
要介護4	30600単位	21日
要介護5	35830単位	42日

※1単位は、約10円として計算します。
※サービスの種類によって1単位に換算する割合が変わりますので、詳しくは居宅介護支援事業者におたずねください。

①低所得世帯(市民税の非課税世帯など)の人で、介護保険施設に入所・入院される人は、食事の負担額が軽減されます。②特別養護老人ホームに入所している人(介護保険制度開始の平成12年4月1日現在)は、負担の激変緩和のため利用料に経過措置がとられます。

③介護サービスの自己負担額が一定の限度額を超えて著しく高額になった場合は、超えた分について高額介護サービス費として市から後払い戻されます。④低所得世帯(生計中心者が所得税非課税など)の人で、現在ホームヘルプサービスを利用している65歳以上の人や低所得世帯の人で障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人などは、経過措置として当面の利用者負担額が軽減されます。

詳しくは、高齢福祉医療課または居宅介護支援事業者に相談してください。

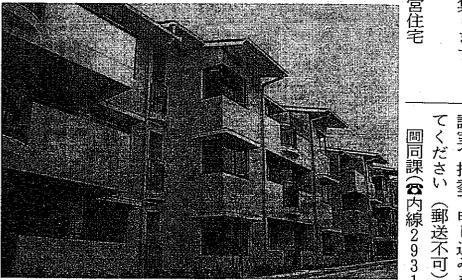
市営住宅の入居者募集

◆募集住宅
神明宮西市営住宅

◆募集住宅
▲一般向け
3DK・19戸
2DK・5戸
(内2戸は老人世帯優先)
▲身体障害者専用
3DK・1戸
*家賃については、募集案内をご覧ください。家賃のほかに共益費が必要で、5月中旬に入居時期

◆応募資格
次のすべてを満たす人
①住宅に困窮している市内在住の人 ②同居親族または、同居しようとしている親族(内縁関係や婚約者も含む)のある人 ③基準収入額(同居親族数など異なる) ④内の人 ⑤入居時に2名の連帯保証人がいる人

◆申込書の配付と受け付け
3月21日(火)から募集案内・申込書を市役所5階住宅課で配付。28日(火)から31日(金)までに市役所6階603会議室へ持参で申し込みをしてください。(郵送不可)。
☎同課(☎内線2931)。



▲新しい神明宮西市営住宅(12年3月撮影)

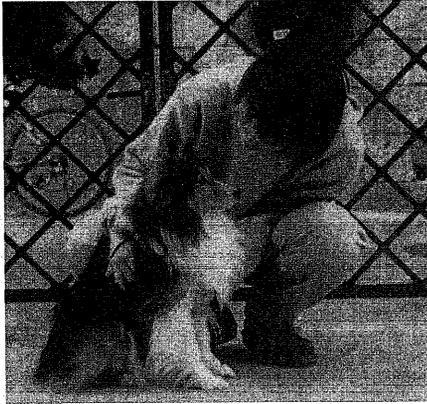
テレビ広報 手話通訳あり

さわやか宇治

お茶の里 宇治を歩く
～宇治茶散策マップ完成～

3月25日(土)
午後5時半から
15分間

KBS京都 UHF34ch



四月四日(火)から、右下表の各会場で狂犬病予防の集合注射を実施します。
生後九十一日以上の犬には、年に一回、四月一日から六月三十日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせ(注4)。

愛犬には必ず受けさせましょう 狂犬病予防注射

住所地の市町村が交付した注射済票を身に付けておきなればなりません。
犬の登録(注1)が済んでいる場合は、お知らせのながか犬の鑑札(注2)と手数料三千二百円(注射済票・二千六百五十円+注射済票交付手数料・五百五十円)を持って、いずれかの会場へお越しください。注射と注射済票の交付を行います。
また、未登録の場合は会場へ登録の手続きをして、鑑札の交付を受けてください。この場合、六千二百円(三千二百円+登録手数料・三千円)が必要です。
会場へは犬を抑えることのできる人が来場してください。また、フンの後始末など会場周辺に迷惑がかけられないよう心掛けてください。鑑札と印鑑を必ず持参ください。(手数料不要)

なお、(注3)京都府獣医師会加盟の動物診療施設(注3)でも注射だけでなく、注射済票の交付や登録の手続きが同じ手数料でできますので、集合注射に來られない人はそちらをご利用ください(注4)。

散歩のときは必ず守ってください
決して犬を放さない！
フンの処理用具を携行し、フンの後始末をする！

市内の京都府獣医師会加盟動物診療施設一覧

病院名	住所	電話番号
林屋動物診療室	木幡御蔵山39-1205	32-4450
こはた獣医科	木幡東中26-15	32-6354
中谷動物病院	五ヶ庄西田24-9	33-0858
あきら動物病院	五ヶ庄平野12-34	33-1266
山田動物病院	菟道東集上り5-85	32-6088
杉森動物病院	宇治蛇塚71-7	20-2826
みゆう動物病院	宇治式番9 第2一の坂ビル	23-1199
おざわ動物病院	神明宮北16-26	21-4100
しんめい動物病院	神明宮北41-10	22-5685
しんき動物病院	羽拍子町84 ポーン宇治7号館	45-2782
小倉動物病院	小倉町西浦91-10	24-4063
宇治動物病院	小倉町西山68-20	23-5311
大和動物病院	広野町小根尾111-1	23-0660

上記のほか、京都府下(京都市を除く)で開業している全動物診療施設に注射済票の交付および登録の手続きを委託しています。

(注1)犬は飼いはじめた日から生後九十日を経過した日から三十日以内に、市町村(三月中は都道府県)への登録が義務付けられています。
(注2)他府県や政令指定都市の鑑札をお持ちの場合、宇治市のものとの交換が必要ですが、鑑札と印鑑を持参ください。(手数料不要)
(注3)京都市を除く府下の市町村で開業しているすべての動物診療施設が加盟しています。
(注4)登録手続きのみの場合や鑑札の交換、登録事項の変更手続きはこれらの施設ではできません。集合注射会場で環境企画課までお越しください。
254 環境企画課(☎内線254)

狂犬病予防集注射日程・会場一覧

日	時	会場	日	時	会場
4月4日(火)	9:30~10:40	御蔵山小学校前	4月13日(水)	9:30~10:00	志津川浄化センター
	11:00~11:30	南木樺集会所		10:20~11:30	折居台北集会所
	13:30~15:30	南陵南集会所		13:30~14:40	戸羽山集会所
4月5日(水)	9:30~10:20	菟道集会所	4月14日(木)	15:00~15:30	南山集会所(木幡)
	10:40~11:30	岡屋小学校前		9:30~10:20	巨椋公会堂
	13:30~15:30	西小倉集会所		10:40~11:30	広野寺山集会所
4月6日(木)	9:30~11:30	伊勢田北集会所	4月17日(月)	13:30~14:10	宇治野神集会所
	13:20~14:40	東宇治中学校		14:30~15:30	開地域福祉センター
	15:00~15:30	東目川集会所		9:30~10:30	御蔵山集会所
4月7日(金)	9:30~10:30	紫ヶ丘集会所	4月18日(火)	10:50~11:30	木幡河原隣保館
	10:50~11:30	南遊田集会所		13:30~14:20	蓮池集会所
	13:40~14:20	善法隣保館		14:40~15:40	J.A.京都やましろ久保支店前
4月10日(月)	14:40~15:40	J.A.京都やましろ横島支店前	4月19日(水)	9:30~10:00	平尾山西集会所
	9:30~11:30	名木集会所(一丁目)		10:20~11:30	木幡公民館
	13:30~14:00	白川集会所		13:30~14:30	三室戸集会所
4月11日(火)	14:20~15:30	広野三軒家集会所	4月20日(木)	14:50~15:30	西目川集会所
	9:30~10:10	東木樺集会所		9:00~9:25	炭山・養老橋前
	10:30~11:30	南部福角集会所		9:35~10:00	炭山・第二炭山橋前
4月12日(水)	13:30~15:30	小倉公民館	4月21日(金)	11:00~11:10	池尾・消防器具庫前
	9:30~10:10	西大久保集会所		13:20~15:30	広野集会所
	10:30~11:30	砂田集会所		9:20~11:30	宇治保健所
	13:30~15:30	明星集会所		9:10~9:25	二尾・真如寺前
				9:55~10:05	西笠取・辻出橋前
				10:10~10:20	西笠取・笠取山の家前
				10:55~11:10	東笠取・消防器具庫前
				13:20~15:30	城南荘集会所

京都府の事務の一部が宇治市に移ります

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(いわゆる地方分権一括法)の施行にともない、法の趣旨である市町村の行政機能の充実と申請者等の利便性、事務処理の迅速化などを図るため、昨年の事務委譲に続き、これまで京都府で行われてきた次の事務も本年4月以降は宇治市において処理することとなりました。申請や届け出などについては担当課にお問い合わせください。

事務の内容	担当課
※計画流通米の小売業の登録等	商工観光課 (☎内線2217)
屋外広告物の掲出の許可等	公園緑地課 (☎内線2420)
墓地の経営の許可等	環境企画課 (☎内線2253)
犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付	(☎内線2256)
浄化槽設置等届け出の受理等	(☎内線2256)
鳥獣の捕獲飼養等の許可	農林茶業課 (☎内線2215)
簡易専用水道設置者に対する清掃命令等	工務課 (☎内線5011)

※の事務は今年1月から宇治市で取り扱っています

成人歯科健康診査

歯周病の予防にぜひ受診しましょう。

◆実施期間：左表のとおり
◆対象：20歳以上の市民
◆会場：保健医療センター

◆内容：歯と歯周病の診察・相談・ブラッシング指導
◆費用：無料
◆申し込み：健康生きがい課(☎内線2333)

時間	いずれも午後1時半~3時半
4月	7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金)
5月	2日(火)・12日(火)・16日(土)・19日(金)・23日(火)
6月	2日(火)・6日(火)・9日(金)・16日(金)・20日(火)・23日(金)・30日(火)
7月	4日(火)・7日(金)・14日(金)・18日(火)・21日(金)・28日(金)
8月	1日(火)・4日(金)・11日(金)・18日(金)
9月	1日(金)・8日(金)・22日(金)・29日(金)
10月	6日(金)・13日(金)・27日(金)
11月	10日(金)・24日(金)
12月	8日(金)・22日(金)
13年1月	12日(金)・26日(金)
2月	9日(金)・23日(金)

消費生活相談室から

商工観光課内・☎内線2218

Q クーリングオフができないのはどんな時?

駅前で声をかけられ、有線放送の契約を勧められました。受信契約を二年間継続すれば、受信機器(チューナーなど)は無料で貸与され、入金金も不要ということだったので二年間毎月受信料を支払う受信契約をしました。二日後、受信機器が設置され、受信料が請求されました。

A クーリングオフ制度(一方的に申し込みの撤回、または契約の解除ができる制度)は、消費者の権利です。それが一般に知られるようになったのは、訪問販売法によるクーリングオフをすすめるために次の四つの点が必要で、①営業所以外の場所での契約(キヤッチセールスなど含む)である②契約したものが政令で指定された商品・権利・役務(サービス)である③法定の書面を受け取って8日以内である④例外や適用除外事項にあてはまらない前記の要件は、キヤッチセールスで契約した日以内ということですが、契約したのが有線放送の受信料金で、これは政令で指定された商品・権利・役務ではありません。したがってクーリングオフはできません。解約する場合は業者と話し合ってください。契約書に解約について取り決めが書かれていない限り、どんな場合でも契約する前にしっかり契約書を読みましよう。

情報BOX

市役所への電話・郵便は
☎22-3141(代表)
〒611-8501(個別番号のため住所不要)

回は問い合わせ、画は申し込み
画の書いていないものは直接会場
へお越しください。

福祉

■宇治ボランティア集会「成年後見制度とボランティア」
▷とき…3月25日(出)、午後1時半～4時▷ところ…生涯学習センター▷内容…講演「わかりやすい成年後見制度～痴呆老人、知的・精神障害者の権利擁護を考える」=弁護士・新谷正敏さん。パネルディスカッション「現状と課題」=白土直子さん(重症心身障害者通所支援事業こもれび施設長)、長谷川笑子さん(宇治市老人介護者【家族】の会世話人)、岡野英

一さん(宇治市社協事務局次長)
▷定員…先着70人▷資料代…200円 宇治市福祉協議会(☎22-5650, FAX22-5654)へ。手話・要約筆記・点字・文字拡大の必要な人は事前に申し込んでください。
■点訳奉仕員養成講習会 初級コース
▷とき…4月11日～13日3月13日の毎月第2火曜、午後1時半～4時半。12回▷ところ…総合福祉会館▷対象…宇治市内か宇治市近隣地域に在住の18歳以上の人▷定員…先着38人▷教材費…1200円 4月10日(月)までに社会福祉協議

会(☎22-5650)へ。

催し

■植物公園
◀春の草花展▶春の花いっぱい展示会。ガーデニングのヒントや即売もあります。入園料は別に必要です。▷とき…3月22日(水)～4月2日(日) 園同園(☎45-0099)。

お知らせ

納め忘れの市税はありませんかもう一度お確かめください



園納税課(☎内線2132)

■人権相談会場の変更

京都府方法務局宇治支局と城南人権擁護委員協議会および市では、宇治公民館で毎月第1木曜日に入権相談を行っていましたが、4月

から会場を市役所内の会議室に変更します。日時は今までどおり第1木曜、午前10時から午後3時までです。ただし、5月と1月は第2木曜日になります。相談は秘密厳守。費用は無料です。お気軽にお越しください。 園広報課市民相談係(☎内線2080)。

■臨時職員登録者の募集

▷職種…一般事務補助▷応募資格…18歳以上45歳ぐらいまでで、8時半～17時の勤務が可能なお客の履歴書(写真必要)を職員課(☎内線2063)へ郵送が持参で。応募者は名簿に登載し、必要に応じて選考し、雇用します。なお、ワープロ・パソコンの操作ができる人を特に求めます。

■FMうじで「LIVE JACK 3rd」を放送

3月12日(日)に開催した若者のコンサート「ライブジャック3rd」を収録し、1日2時間2日間の番組として「FMうじ」(88.8MHz)で放送します。▷とき…3月27日

(月)～28日(日)、午後9時～11時 FMうじ(☎24-8818)か広報課(☎内線2069)。

官公署・その他

■調理師・製菓衛生師試験

▷とき…5月21日(日)▷ところ…関西文理学院▷願書受付…調理師は4月17日(月)～21日(金)、製菓衛生師は4月24日(月)～26日(水)、いずれも所定の願書で宇治保健所へ 園同保健所(☎21-2191)。

■緊急地域雇用特別対策事業 技能検定講座

園宇治商工会議所(☎23-3101)。いずれもテキスト代金などは実費負担です。

<日商簿記3級6月検定講座>
▷とき…4月4日(水)～5月23日(水)、午後6時半～9時。14回▷定員…15人。

<パソコン入門講座>▷とき…4月14日(金)～5月30日(水)、午後7時～9時。12回▷定員…15人。

固定資産課税台帳の縦覧

4月5日(水)～24日(月)

平成十一年度の固定資産課税台帳の縦覧を行います。これは、課税の基礎となる固定資産の評価額などを記載した課税台帳を一定期間、所有者以外の人が見ることができ、必要に応じて異議を申し立てることができるものです。十二年度は三年一度の評価替えの年と当たっており、税法の改正も予定されているため、例年より約一か月遅く、四月五日(水)から行います。土地・家屋・償却資産を所有している人、昨年中に土地の取得や地目変更、家屋の新増築・滅失のあった人は、この機会にぜひご

覧ください。なお、土地の評価は登記地目に関係なく、現況によるものです。縦覧には印鑑が必要ですが、所有者以外の人が見る場合は、所有者の委任状か承諾書も必要です。また、課税台帳の登録事項のうち固定資産の価格に不服のある人は、縦覧開始日から納税通知書の交付を

受けた日後三十日以内に、固定資産評価審査委員会に文書で申し出ることが出来ます。▽縦覧期間：四月五日(水)～二十四日(土)、日曜を除く、午前9時～午後4時半。▽場所：資産課税課。▽問い合わせ：同課(☎内線2126)。

12年度固定資産税・都市計画税の第1期納期限は5月31日(水)です

十二年度は、固定資産課税台帳の縦覧が一月遅れたのに伴い、固定資産税・都市計画税の第一期納期限も例年より一か月遅い五月三十一日(水)になります。

宇治市観光写真コンクール 入賞作品決まる

展示会を開催

「宇治の四季」をテーマにした第十七回宇治市観光写真コンクールの審査会が二月二十四日(日)に行われ、四百十九点(百七十三人の応募作品の中から、推薦二点、特選三点、準特選五



点、入選二十点の作品が選ばれた。入賞作品の展示会を次のとおり行いますので、ぜひお越しください。◇日時・会場：3月20日(祝)4月3日(日)市観光センター2階。5月11日(水)25日(日)ホテルストリートギヤラリー。5月26日(日)6月9日(日)市役所1階ギヤラリーコーナー。◇問い合わせ：市観光課(☎内線2224)。市観光協会(☎23・3334)。

子育てボランティア募集

地域子育て支援センターで学習し、ボランティアとして活動していただける人を募集します。▽募集内容：保育ボランティア、絵本の読み聞かせボランティア、伝承遊びを教えるボランティア、手作りおもちゃ製作ボランティア、子育ての体験を話してくれるボランティア。▽学習日程・内容：下表のとおり。いずれも午前10時～正午。▽ところ：地域子育て支援センター。▽対象：子育てに関心のある人、子ども連れの参加は不可。▽定員：先着30人。▽申し込み：3月28

4月11日(水)	地域子育て支援センターの事業の説明とボランティアの位置付けについて 子どものおもちゃについて
4月13日(金)	子育てについての座談会 援助について(実習)
4月18日(水)	0歳～3歳の育ちとかかわりについて 子どもの食事について(体験実習)
4月20日(金)	歌・手遊び・リズム遊び(実技)
4月25日(水)	絵本・紙芝居の読み聞かせ(体験と実習)
4月27日(金)	座談会 地域子育て支援センターの年間計画について

日(火)までに同センター(☎24・6511)へ。



知らない人から友だちの情報を聞かれて困っています

最近、配送センターを名乗る業者から「〇〇さんの電話番号を教えて」と「電話連絡網がなくなったの…」などと言って、児童から同級生の電話番号を聞き出し、学習教材などを送り付けてくる事件が起っています。

そういえば

- ◎人の情報(電話番号や住所など)は教えない
- ◎学校に関する情報収集には学校に問い合わせるよう返答する
- ◎もし教材などが送られてきても、注文していないものについては受け取りを拒否する

困った事が起こったときは商工観光課(☎内線2218)へ連絡してください。

女性のための相談日が変更

4月から相談日をこれまでの月曜日から火曜日に変更します。自分だけで考え込んでいてもなかなかよい考えが浮かばないとき、他の人に話してみたいと思いがけない方向が見えてくることがあります。話すうちに心が整理されて、本当はどうしたいか思いついたのか気づくこともあります。一人で悩まないで、どんなことでも、気軽に声をかけてください。相談員があなたの立場と一緒に考えます。いつでもあなたを応援します。

- ◆とき…毎週火曜、午後1時～5時(電話で予約してください)
- ◆費用…無料
- ◆申し込み…女性政策室(☎20-8769)

※電話での相談も受け付けています。

リサイクル情報センター開設中

まだ使えるが使わなくなった品物がある、また譲ってほしい品物がある人は登録を。特に、ご不要になったチャイルドシートがあれば、ぜひ登録を!

問い合わせ…リサイクル情報センター(商工観光課内☎内線2225)

譲りやすい 無償で…げん箱、多目的棚、電気カンナ、エレクトーン、ガス湯沸し機、石油ストーブ、自転車、ベビーダンス、歩行者、スキー板、学習机、座卓、鳥かご、シングルベッド、二段ベッド、ひな人形

有償で…和ダンス、浄水器、電気ポット、布団乾燥機、キーボード、ドラムセット、自転車、すずやバス、抱っこひも、チャイルドシート、調乳ポット、ベビーバス、ベビラック、スキーウェア、スキー靴、ハーゴルフセット、フルゴルフセット、学習机、手押し車、ひな人形、応接セット、シャンデリア、ソファ、クーパー、スキー板、ソファベッド、電灯、オーディオセット、加湿器、洗濯機、電話機、電子ピアノ、ガスコンロ、フィットネスバイク、玄関用網戸、アコーディオンカーテン

譲ってほしい こたつ、食器棚、ソファベッド、太パイプ式ハンガー、本棚、水櫃、CDデッキ、衣類乾燥機、カーステレオ、加湿器、カセットデッキ、洗濯機、掃除機、電子レンジ、クラリネット、大正琴、石油ストーブ、折り畳み式自転車、三輪車、ブランコ、ベビーカーA・B、ベビーガード、ハーバードダンス、ベビーチェア、ベビーハイチェア、ベビーベッド、ベビラック、スキーウェア、コーヒーマーカ、ろうす、コンボスト、碁石、碁盤、ドックサークル、任天堂64、物置、物干し台、その他多数

※リサイクル情報センターでは、提供・希望登録情報の管理と紹介のみ行っていますので品物を引き取りません。保管は各ご家庭でお願いします。